

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等に対する入浴支援等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、愛媛県において地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の被災者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙に一定期間協力を要請し、入浴支援や生活用水等の提供等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務について必要が生じた場合は、乙に対して一定期間協力を要請するものとする。

- （1）被災者等に対する入浴支援
- （2）被災者等に対する生活用水の提供
- （3）生活支援物資の置場提供
- （4）その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請は、別記様式1の文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、できうる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法等について、業務実施先の市町と打ち合わせ、確認を行うものとする。

（業務の報告）

第4条 乙は、第2条各号の協力を実施したときは、速やかに別記様式2により甲に報告を行うものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がこの協定に基づき実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法に基づく基準額を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第7条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長、乙にあつては愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長とする。

（災害時の情報提供）

第9条 乙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するもの

とする。

(守秘義務)

第 10 条 乙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1箇月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この期間は延長され、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成26年6月12日

甲 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県

知事 中村 時広

乙 愛媛県松山市萱町2丁目2-10

愛媛県公衆浴場業生活衛生同業組合

理事長 尾原 譲

別記様式 1

番 号
年 月 日

(協力要請先の長) 様

愛 媛 県 知 事

協 力 要 請 書

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所属 職名・氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等 による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容 〔提供内容及び数量、 その他〕	
履 行 の 場 所	
履 行 の 期 日 又 は 期 間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	

別記様式 2

年 月 日

愛媛県知事 様

(協力要請先の長)

業 務 実 施 報 告 書

災害時における被災者等に対する入浴支援等に関する協定第 4 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告担当者	所属 職名、氏名 電話番号
電話・ファクシミリ等による要請の日時	年 月 日 () 時 分頃
文書要請日、文書番号	年 月 日付 第 号
要 請 内 容 〔提供内容及び数量、 その他〕	
従事者氏名	公衆浴場名 従事者氏名 電話番号
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日： 年 月 日 期間： 年 月 日 ~ 年 月 日
備 考	